

令和7年2月
定例会議事録

坂出市農業委員会

開催日時 : 令和7年2月20日(木) 午前8時57分～10時22分

開催場所 : 坂出合同庁舎 4階大会議室

出席委員

1番 松浦 雄一	2番 石井 淑雄
3番 吉田 宏明	4番 原 武信
5番 山下 祝	6番 本条 仁史
7番 木下 得代	8番 猪熊 幸雄
9番 大原 眞路(会長)	10番 土井 正幸
11番 高市 佳和	12番 山本 茂
13番 宮本 賢一	14番 藤川 一雄
15番 梶野 和幸(会長職務代理)	16番 山下 恵
17番 富木田 好正	18番 三木 洋一

欠席委員

なし

傍聴推進委員

なし

農業委員会事務局出席者

事務局長	福家 浩文
事務局長補佐	竹村 秀基
事務局書記	山崎 貴士
事務局書記	藪本 由奈

議事

第1号議案	農地法第3条許可申請	17件	田 畑	20,703 7,701	m ² m ²
第2号議案	農地法第4条許可申請	件	田 畑		m ² m ²
第3号議案	農地法第5条許可申請	9件	田 畑	17,852 161	m ² m ²
第4号議案	非農地証明願	3件	田 畑	6.61 3,644	m ² m ²
第5号議案	農地改良に係る届出	件	田 畑		m ² m ²
第6号議案	(イ) 農用地利用集積計画書	11件	田 畑	16,338 3,722	m ² m ²
第6号議案	(ロ) 農用地利用集積等促進計画(案)に係る意見聴取	42件	田 畑	96,1483.30 2,973	m ² m ²
第8号議案	(イ) 青年等就農計画認定申請	1件			
第8号議案	(ロ) 農業経営改善計画認定申請	4件			
第9号議案	地籍調査に基づく地目変更について	1件			
報告第1号	合意解約	10件		15,914 6,624	m ² m ²

令和7年2月 農業委員会定例会 議事録

事務局長

おはようございます。

ご案内の定刻よりも少し早いですが、只今より2月の定例会を開催いたします。

(議案の訂正)

本日委員のみなさまにご審議をお願いする案件は、第1号議案から第9号議案までの合計88件でございます。

よろしくご審議をお願いいたします。

本日は、農業委員全員の出席を頂いており、定例会が成立していることをご報告いたします。

また、傍聴人の方もお見えになっておりますことも併せて報告いたします。

それでは、坂出市農業委員会会議規定により梶野会長職務代理に以後の議事進行をお願いしたいと存じます。

会長職務代理

(挨拶)

早速ではございますが、議事に移りたいと存じます。

本日の署名委員を12番 山本委員さんと13番 宮本委員さんのお二人にお願いします。

次に、今月の現地調査につきましては、6番 本条委員さんと7番 木下委員さんと8番 猪熊委員さんと私で、先日19日に実施しておりますので、後ほど現地調査の報告をお願いしたいと存じます。

それでは第1号議案「農地法第3条許可申請」17件を議題に供します。事務局の説明を求めます。

事務局書記

それでは第1号議案農地法第3条許可申請についてご説明いたします。

始めに今回の3条申請17件は、すべて所有権移転によるものとなっておりますことをご報告いたします。

1番、・・・、面積1,464㎡。【議案読み上げ】

契約内容 有償での売買としての申請

申請理由 経営規模の拡大

受人反別 3,000㎡

取得後の営農計画 水稻の販売および自家消費

譲受人に関する事項

農機具の所有状況 トラクター、コンバイン、田植機、トラックが各1台、管理機が3台、農舎が100㎡。

農作業歴 30年、年間の農業従事日数 150日程、通作距離 徒歩10分圏内。

2番、・・・、面積651㎡。【議案読み上げ】

契約内容 有償での売買としての申請

申請理由 経営規模の拡大

受人反別 2,430 m²

取得後の営農計画 水稻の販売

譲受人に関する事項

農機具の所有状況 トラクター、コンバイン、耕耘機、田植機、トラックが各1台。

農作業歴 25年、年間の農業従事日数 150日程、通作距離 車で1分。

3番、・・・、面積766 m²外2筆 計2,084 m²。【議案読み上げ】

契約内容 有償での売買としての申請

申請理由 経営規模の拡大

受人反別 6,264.88 m²

取得後の営農計画 水稻の自家消費

譲受人に関する事項

農機具の所有状況 トラクター、コンバイン、田植機、トラックが各1台。

農作業歴 40年、年間の農業従事日数 300日程、通作距離 徒歩1分圏内。

4番、・・・、面積194 m²。【議案読み上げ】

契約内容 有償での売買としての申請

申請理由 家庭菜園としての取得

受人反別 0 m²

取得後の営農計画 野菜の自家消費

譲受人に関する事項

農機具の所有状況 なし

農作業歴 20年、年間の農業従事日数 150日程、通作距離 徒歩1分圏内。

5番、・・・、面積1,583 m²。【議案読み上げ】

契約内容 有償での売買としての申請

申請理由 経営規模の拡大

受人反別 16,024 m²

取得後の営農計画 野菜の販売

譲受人に関する事項

農機具の所有状況 トラクター、耕耘機、トラックが各1台。

農作業歴 6年、年間の農業従事日数 220日程、通作距離 車で15分。

6番、・・・、面積56 m²。【議案読み上げ】

契約内容 無償での譲渡としての申請

申請理由 障がい福祉サービス

申請者は農地所有適格法人ではありませんが、教育、医療又は社会福祉事業を行うことを目的として設立された法人においては農地等の取得が可能となっております。この場合、法第3条第2項の規定の内、全部効率利用要件、農地所有適格法人の要件、農作業常時従事要件は適用外となります。

7番から9番の譲渡人は同一の方となります。農業廃止により、それぞれの譲受人と話がまとまり申請に至っております。

7番、・・・、面積 928 m²。【議案読み上げ】

契約内容 有償での売買としての申請

申請理由 経営規模の拡大

受人反別 20,354 m²

取得後の営農計画 野菜の販売

譲受人に関する事項

農機具の所有状況 トラクター、耕耘機、トラックが各 10 台、農舎 700 m²。

農作業歴 40 年、年間の農業従事日数 300 日程、通作距離 車で 2 分。

8番、・・・、面積 1,590 m²。【議案読み上げ】

契約内容 有償での売買としての申請

申請理由 経営規模の拡大

受人反別 11,019 m²

取得後の営農計画 野菜と水稻の販売および自家消費

譲受人に関する事項

農機具の所有状況 トラクター2 台、耕耘機、トラックが各 3 台、田植機 1 台、農舎 150 m²。

農作業歴 50 年、年間の農業従事日数 300 日程、通作距離 車で 2 分。

9番、・・・、面積 436 m²外 1 筆 計 971 m²。【議案読み上げ】

契約内容 有償での売買としての申請

申請理由 経営規模の拡大

受人反別 65,238.62 m²

取得後の営農計画 野菜と水稻の販売

譲受人に関する事項

農機具の所有状況 トラクター、耕耘機、トラックが各 8 台、コンバインが 1 台、田植機が 2 台、農舎 500 m²。

農作業歴 5 年、年間の農業従事日数 300 日程、通作距離 車で 2 分。

10番と11番の譲渡人は同一の方となります。相続により農地を取得し、土地を手放したいと考え、それぞれの譲受け人と話がまとまり申請に至っております。

10番、・・・、面積 168 m²外 2 筆 計 1,949 m²。【議案読み上げ】

契約内容 有償での売買としての申請

申請理由 経営規模の拡大

受人反別 65,238.62 m²

取得後の営農計画 果樹の販売

譲受人に関する事項

農機具の所有状況 トラクター、耕耘機、トラックが各 8 台、コンバインが 1 台、田植機が 2 台、農舎 500 m²。

農作業歴 5 年、年間の農業従事日数 300 日程、通作距離 車で 2 分。

11 番、・・・、面積 985 m²外 5 筆 計 5,446 m²。【議案読み上げ】

契約内容 有償での売買としての申請

申請理由 経営規模の拡大

受人反別 15,926.97 m²

取得後の営農計画 野菜と水稻の販売

譲受人に関する事項

農機具の所有状況 トラクター5 台、耕耘機 6 第、コンバイン、田植機が各 1 台、
トラックが各 9 台、農舎 600 m²。

農作業歴 40 年、年間の農業従事日数 300 日程、通作距離 車で 3 分。

12 番、・・・、面積 1,622 m²。【議案読み上げ】

契約内容 有償での売買としての申請

申請理由 経営規模の拡大

受人反別 15,926.97 m²

取得後の営農計画 野菜の販売

譲受人に関する事項

農機具の所有状況 トラクター5 台、耕耘機 6 第、コンバイン、田植機が各 1 台、
トラックが各 9 台、農舎 600 m²。

農作業歴 15 年、年間の農業従事日数 300 日程、通作距離 車で 2 分。

13 番、・・・、面積 188 m²。【議案読み上げ】

契約内容 無償での譲渡としての申請

申請理由 経営規模の拡大

受人反別 1,357.48 m²

取得後の営農計画 みかんの販売

譲受人に関する事項

農機具の所有状況 トラック 1 台、農舎 96.52 m²。

農作業歴 3 年、年間の農業従事日数 270 日程、通作距離 徒歩 4 分圏内。

14 番、・・・、面積 740 m²。【議案読み上げ】

契約内容 有償での売買としての申請

申請理由 経営規模の拡大

受人反別 13,296.32 m²

取得後の営農計画 みかんの販売

譲受人に関する事項

農機具の所有状況 トラック 1 台。

農作業歴 9 年、年間の農業従事日数 300 日程、通作距離 車で 10 分。

15 番と 16 番の譲渡人は同一の方となっております。農業廃止を検討する中で、貸し付けていた農地を手放したいと考え、今回の契約に至りました。

15 番、・・・、面積積 816 m²外 3 筆 計 3,926 m²。【議案読み上げ】

契約内容 有償での売買としての申請

申請理由 経営規模の拡大

受人反別 221,995.47 m²

取得後の営農計画 野菜の販売

譲受人に関する事項

農機具の所有状況 トラクター10台、耕耘機5台、トラック15台、農舎500m²。

農作業歴 設立9年、年間の農業従事日数 300日程、通作距離 車で3分。

16番、・・・、面積2,439m²外1筆 計4,675m²。【議案読み上げ】

契約内容 有償での売買としての申請

申請理由 経営規模の拡大

受人反別 66,973 m²

取得後の営農計画 野菜の販売

譲受人に関する事項

農機具の所有状況 トラクター10台、耕耘機5台、トラック15台、農舎500m²。

農作業歴 設立16年、年間の農業従事日数 300日程、通作距離 車で3分。

17番、・・・、面積337m²。【議案読み上げ】

契約内容 無償での譲渡としての申請

申請理由 家庭菜園としての取得

受人反別 6,978 m²

取得後の営農計画 みかんの自家消費

譲受人に関する事項

農機具の所有状況 運搬機1台。

農作業歴 40年、年間の農業従事日数 100日程、通作距離 徒歩15分。

以上のことから本日の案件17件につきまして、譲受人については、経営地がすべて適正に管理されていること、農作業に常時従事していること、労働力・通作距離・農機具の所有状況から耕作可能と判断できること、周辺地域への影響がないことなど、農地法第3条第2項各号には該当しないので許可相当と考えます。

以上、よろしくご審議お願いいたします。

会長職務代理

ただいま事務局より説明がありましたが、第1号議案「農地法第3条許可申請」17件のうち、11番と12番については藤川委員さんが関係者でありますので、審議中は退室していただくことになります。

それでは、11番と12番について審議を行いますので、藤川委員さんには退室をお願いいたします。

(藤川委員 退室)

11番と12番について、何かご意見・ご質問はありませんか。

本条委員 11番と12番、譲受人の名前が違うんだけど、受人反別の面積がまったく同じ数値であるのは、どういう関係性なんですか。

事務局書記 親子になるので、世帯で同じ受人反別を記載させていただいております。

本条委員 わかりました。

(委員による審議)

各委員 【異議なし】の声あり

会長職務代理 特にご異議もないようですので、藤川委員さんには入室をお願いいたします。

(藤川委員 入室)

続いて、11番と12番を除く1番から17番について、何かご意見・ご質問はありませんか。

(委員による審議)

各委員 【異議なし】の声あり

会長職務代理 特にご異議もないようですので、第1号議案「農地法第3条許可申請」17件につきまして原案どおり承認とさせていただきます。

続いて、第3号議案「農地法第5条許可申請」9件を議題に供します。

なお、第3号議案の1番については現地調査を実施しておりますので、本条委員さんに現地調査の報告をお願いいたします。

本条委員 それでは、昨日現地調査をしてきましたのでご報告いたします。

1番、・・・、面積2,013㎡外1筆 計3,213㎡。【議案読み上げ】

転用目的 貸し車両置場

申請理由

申請者のお子さんは、申請地の隣で会社を経営しておりまして、事業の拡大に伴い駐車場が不足してきたので、親御さんが購入してお子さんの会社に賃借するという関係性なんです。会社の地形が非常に悪くて大した台数置けないので、その裏手の農地を購入して駐車場に転用すると、それで申請がありました。これに関連して、後ほど説明する非農地の申請も挙がってきています。

会長職務代理 ありがとうございます。

ただいま本条委員さんより現地調査の報告がございましたが、補足説明がありましたらその他の案件と合わせて事務局より説明をお願いします。

はい、少し補足をさせていただきます。排水計画は自然浸透で、隣接する西側、南側の水路に排水いたします。駐車場ですので汚水の発生はありません。造成計画は花崗土での盛土、整地、そして境界から 10 度の法面を作るため、擁壁は既存のものを使用いたします。

1,000 m²を超えていますが、建築物が無いので開発許可の対象ではございません。

駐車台数予定ですが、事業用車両、来客用スペース等で 51 台分を確保する予定になっております。以上が 1 番の説明になります。

続きまして 2 番の説明に入ります。

2 番、・・・、面積 1,289 m²外 9 筆 計 9,224 m²。【議案読み上げ】

無断転用の有無 なし

転用目的 太陽光発電設備

申請理由

転用事業者は、再生可能エネルギーの発電運営等を営んでおりまして、中小型の太陽光発電所を活用して発電所とは離れた場所の電力購入者に売買するモデルの構築に取り組んでいます。後に説明しますが、電気を使用するのは県外の企業になります。一方、譲渡人は水はけが悪いため農地の維持管理に苦慮しており、候補地を探していた転用事業者との話がまとまり、申請に至っております。

農地の区分

周辺の状況から第 2 種農地に該当。

周辺農地への影響

被害防除については現況と計画書から適切であり、周辺農地への影響は少ないものと思われまます。土地改良区意見書から調整を了していると確認できます。

その他

排水計画は、雨水は自然浸透、敷地内に素掘りの排水路、溜桝を設置して西側水路へ放流します。汚水の発生はありません。造成計画は整地のみで、既設の境界コンクリート擁壁を使用します。

今回の計画では、転用事業者およびガス会社が共同で出資する合同会社が、転用事業者とは別に、発電事業者になります。そして、この計画は経済産業省が公募する「需要家主導型太陽光発電導入支援事業」の採択を受けております。需要家というのは需要と供給の需要ですね。電気を使う人主導型導入支援事業です。この事業は、いくつか要件がありますが、再生可能エネルギーの利用を希望する需要家が、8 年以上にわたり一定量以上の電気の利用契約を締結すること、合計 2MW 以上 30MW 未満の発電設備であること等があります。今回、市内の発電出力は 850kW です。本計画地を含めて全国 5 か所の発電所にて発電することにより合計 4.6MW となり、長期間にわたり安定した電気を需要場所である、県外の企業へ供給することになります。

3 番、・・・、面積 170 m²外 1 筆 計 331 m²。【議案読み上げ】

無断転用の有無 なし

転用目的 社員寮、駐車場

申請理由

申請者は、食品の製造販売を行う法人であり、外国人技能実習生を受け入れています。事業拡大に伴い実習生を受け入れることができる物件を検討していたところ、寮として利用可能な建物および駐車場があったため、譲渡人と交渉したところ話がまとまり、申請に至っております。

農地の区分

都市計画により、用途が第2中高層住居専用地域と定められている第3種農地に該当。

周辺農地への影響

被害防除については現況と計画書から適切であり、周辺農地への影響は少ないものと思われます。土地改良区意見書から調整を了していると確認できます。

その他

排水計画は、雨水は溜柵に集水し北側水路へ放流します。汚水は、既存住宅があるため、合併浄化槽から北側水路へ接続済です。造成は花崗土での整地を行います。

また、3614番3については、過去に5条許可を受けておりますが、事業未実施で死亡しており、相続も発生しているため、今回新規の転用申請となりました。

4番、・・・、面積 421 m²。【議案読み上げ】

無断転用の有無 なし

転用目的 住宅

申請理由

申請人は、現在、県外におられますが、今後、家族が増えることを考えて自己住宅を考えるようになりました。将来的な親の介護や子育て等を考慮して、実家近くの申請地で話がまとまり、申請に至っております。なお、転用者からすると土地所有者が祖父でございまして、祖父が亡くなって間もないため、相続登記が未了であり相続人全員からの申請になっております。

農地の区分

周辺の状況から第2種農地に該当。

周辺農地への影響

被害防除については現況と計画書から適切であり、周辺農地への影響は少ないものと思われます。土地改良区意見書から調整を了していると確認できます。

その他

排水計画は、雨水はため柵を設置、汚水は合併浄化槽にて処理して、併用地となる北側宅地を介して水路へ排水します。造成計画は、花崗土で盛土、整地を行います。今回、住宅を建てるために分筆をしており、隣接農地との境界にコンクリート擁壁を新たに設置します。

5番、・・・、面積 1,560 m²。【議案読み上げ】

無断転用の有無 なし

転用目的 駐車場

申請理由

申請人は、申請地の隣で、病院、介護、障害福祉サービス事業等を行っており、

事業拡大に伴い駐車場の確保を検討していました。申請地は敷地拡張として利用できるため、効率的な運営が見込めて、土地所有者の同意も得られたため申請に至りました。

農地の区分

周辺の状況から第2種農地に該当。

周辺農地への影響

被害防除については現況と計画書から適切であり、周辺農地への影響は少ないものと思われます。土地改良区意見書から調整を了していると確認できます。

その他

排水計画は、雨水は自然浸透で南側水路へ排水、汚水の発生はありません。造成計画は、花崗土での盛土、整地を行い、境界から法面を形成するため、擁壁は既存のものを使用します。1,000㎡を超えていますが、建築物が無いため開発許可の対象ではありません。駐車スペースは32台分を確保する予定になっております。

6番、・・・、面積887㎡外1筆 計897㎡。【議案読み上げ】

無断転用の有無 なし

転用目的 太陽光発電設備

申請理由

譲受人は、太陽光発電事業を行っており、事業拡大のため発電用地を計画したところ、農地管理に苦慮している譲渡人と話がまとまり申請に至りました。

農地の区分

周辺の状況から第2種農地に該当。

周辺農地への影響

被害防除については現況と計画書から適切であり、周辺農地への影響は少ないものと思われます。土地改良区意見書から調整を了していると確認できます。

その他

この申請は、国が定める価格で一定期間、電気事業者が買い取る固定価格買取制度ではございません。四国電力の送電網を利用して電気事業者へ売電する方法です。ちなみにこの案件での発電出力は約50kWです。造成計画は、整地のみで新たな擁壁はありません。排水計画は、自然浸透で汚水の発生はありません。

埋蔵文化財包蔵地の指定を受けておりますので、市教育委員会文化振興課と工事についての協議も行っております。

7番、・・・、面積258㎡。【議案読み上げ】

無断転用の有無 なし

転用目的 住宅

申請理由

申請人は、現在、アパートに居住していますが、子どもの出産予定もあり、住宅建築を考えていました。候補地として、□□町の住環境を気に入り近辺で土地を探していたところ、市道に面して住環境が良い申請地の売却情報を得て検討し、話がまとまり申請に至りました。

農地の区分

周辺の状況から第2種農地に該当。

周辺農地への影響

被害防除については現況と計画書から適切であり、周辺農地への影響は少ないものと思われます。土地改良区意見書から調整を了していると確認できます。

その他

排水計画は、雨水はため柵を設置、汚水は合併浄化槽にて処理して、南側の市道側溝へ放流します。造成計画は、花崗土で盛土、整地を行い、隣接農地との境界線にコンクリート擁壁を新たに設置します。

8番、・・・、面積1,421㎡外1筆 計2,019㎡。【議案読み上げ】

無断転用の有無 なし

転用目的 分譲住宅用地

申請理由

譲受人は、中讃地区を中心として不動産業を営んでおります。□□町での問い合わせは多く、今後も需要が見込めるため分譲住宅用地を検討していたところ、市道に面して交通の便も良い申請地は、7区画を販売できると考え、土地所有者との合意も得られたため申請に至っております。

農地の区分

周辺の状況から第2種農地に該当。

周辺農地への影響

被害防除については現況と計画書から適切であり、周辺農地への影響は少ないものと思われます。土地改良区意見書から調整を了していると確認できます。

その他

排水計画は、雨水は溜柵を設置、汚水は合併浄化槽にて処理して、開発区域内水路を経由して、北側水路へ放流します。造成計画は、花崗土で盛土、整地を行い、境界にはコンクリート擁壁を新たに設置します。1,000㎡を超えていますので、開発許可の協議も進めております。

9番、・・・、面積67㎡の内90.05㎡。【議案読み上げ】

面積について補足しますと、登記簿の面積は67㎡ですが、今回必要とする部分は申請地の一部であり、測量したところ90.05㎡でした。登記簿の面積と実測値が異なっていますが、申請区域は明示されていますので、登記簿の面積を修正する必要はありません。

無断転用の有無 あり

転用目的 農地造成事業に係る進入路

申請理由

申請人は、自身の農地が傾斜地で効率が悪いため、農地造成を計画し、一時転用の申請中です。現在ある隣接している道路は幅員が狭いので、市道から事業地に直接進入できないかと、検討していました。そこで、必要最小限の規模で隣接する地権者と合意が得られたため、農地造成が行われる期間に合わせて、3年間の一時転用として借り受ける申請に至りました。工事完了後は、農地に復元されます。なお、申請地は相続登記が遅れているため、相続人全員からの申請になっております。

農地の区分

周辺の状況から第2種農地に該当。

周辺農地への影響

被害防除については現況と計画書から適切であり、周辺農地への影響は少ないものと思われまます。土地改良区意見書から調整を了していると確認できます。

その他

排水計画は、雨水を隣接する市道側溝へ放流します。汚水の発生はありません。造成は、花崗土での盛土、整地を行い、擁壁は一時的にコンクリートブロックを設置いたします。

以上で転用の案件の説明を終わります。よろしくお願ひします。

会長職務代理

ただいま事務局より説明がありましたが、第3号議案「農地法第5条許可申請」9件について、なにかご意見・ご質問はありませんか。

(委員による審議)

各委員

【異議なし】の声あり

会長職務代理

特にご異議もないようですので、第3号議案「農地法第5条許可申請」9件につきまして原案どおり承認し、1番と2番と8番の案件につきましては、転用面積が2,000㎡以上ということで、2月28日に農業会議が開催します常設審議委員会に諮りたいと思います。その他の6件につきましては、委員会の意見書を添付して県へ進達することといたします。

続いて、第4号議案「非農地証明願」3件を議題に供します。

なお、3件すべて現地調査を実施しております。1番は、先ほど本条委員さんから説明のありました第3号議案の1番に関連しておりますので、本条委員さんお願ひします。

本条委員

1番、・・・、面積535㎡。【議案読み上げ】

それでは、第4号議案の1番ですけれども、先ほど説明した会社の駐車場を拡幅するための農地の一部でありまして、現状はコンクリート塗装の農道になっています。分筆はされているんですが、コンクリート舗装の一部ということで非農地証明が出てきております。

会長職務代理

それでは、2番を木下委員さん、3番を猪熊委員さんにご報告をお願いします。

木下委員

2番について申し上げます。

2番、・・・、面積735㎡。【議案読み上げ】

申請理由

申請地は耕作不便な土地であり、40年ほど前から耕作しておらず山林化しているためです。以上です。

猪熊委員

それでは続けて3番です。

3番、・・・、面積2,909㎡。【議案読み上げ】

申請理由

平成5年ごろから両親が耕作をしなくなり、相続をした申請人も県外に住んでいることから現在、山林化しているためです。以上です。

会長職務代理

ありがとうございました。

ただいま本条委員さん、木下委員さん、猪熊委員さんが調査報告をされましたが、事務局の補足説明を求めます。

事務局書記

第4号議案「非農地証明願」3件については、先ほどの本条委員さん、木下委員さん、猪熊委員さんのご説明どおりとなります。

1番について少し補足説明させていただきます。こちら本条委員さんからもご説明がありましたが、分筆をしており、それが昭和34年に申請人の祖父が近隣農地所有者とともに農道拡幅地として使うため行われております。しかしながら、地目変更までいっておらず、今回5条申請が出てくるということで地目変更がされていないことが現在の所有者も分かりまして、それで非農地証明することになりました。

以上のことから、今月の非農地証明願3件については1番につきましては「その農地を自らの耕作の利用の増進のために必要な農業用施設の用に供する場合」に該当、2番、3番については「再生利用が困難な農地」に該当するため問題ないと判断しております。

よろしくご審議お願いいたします。

会長職務代理

担当委員さんと事務局より説明がありましたが、第4号議案「非農地証明願」3件について、なにかご意見・ご質問はありませんか。

(委員による審議)

各委員

【異議なし】の声あり

会長職務代理

特にご異議もないようですので、第4号議案「非農地証明願」4件につきまして原案どおりこれを受理し、処理してまいります。

事務局書記

続いて、第6号議案「(イ)農用地利用集積計画書」11件を議題に供します。
事務局の説明を求めます。

それでは第6号議案「(イ)農用地利用集積計画書」についてご説明いたします。

今月は新規に農地の貸借をする案件が6件、更新が4件、再設定が1件で、そのうち農地機構を通じた貸借が7件となっております。

以上、農用地利用集積計画書 11 件はいずれも、農地をすべて効率的に利用していると認められること、農作業に常時従事していると認められることなど旧農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。

よろしくご審議お願いいたします。

会長職務代理

ただいま事務局より説明がありましたが、第 6 号議案（イ）「農用地利用集積計画書」11 件について、なにかご意見・ご質問はありませんか。

（委員による審議）

各委員

【異議なし】の声あり

会長職務代理

特にご異議もないようですので、第 6 号議案「（イ）農用地利用集積計画書」11 件につきまして原案どおりこれを受理し、処理してまいります。

続いて、第 6 号議案（ロ）「農用地利用集積等促進計画（案）に係る意見聴取」42 件を議題に供します。

事務局の説明を求めます。

事務局書記

それでは第 6 号議案（ロ）「農用地利用集積等促進計画（案）に係る意見聴取」についてご説明いたします。

昨年 12 月の定例会でご説明させていただきましたとおり、今月から農用地利用集積等促進計画（案）に係る意見聴取について、ご意見を伺いたいと思います。

資料は 12 ページから 20 ページのとおりで（公財）香川県農地機構より、農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 3 項の規定に基づいた意見照会がありました。意見がある場合はその意見の内容を、意見がない場合は意見なしの旨を回答することとなっております。

内容といたしましては、農地貸借 42 件となっており、新規に農地の貸借をする案件が 25 件、更新が 15 件、再設定が 2 件となっております。なお、これまでの新規・更新・再設定の取り扱いと若干異なりますので、ご説明させていただきます。これまでは相対による貸借と農地機構を通じた貸借、いずれでも契約をしたことがない筆について「新規」と記載させていただいておりました。しかしながら、今後は相対契約を結んでいたとしても、農地機構を通じた契約が初めてであれば新規とし、更新や再設定についても農地機構を通じての貸借の状況からみてどうであるかという記載になりますこと、ご了承いただきますようお願いいたします。

続いて、地域計画への位置づけについては、農林水産課がすでに農地機構へ回答しており、資料左から 3 項目目の目標地図該当番号のとおりとなっております。番号については、すべて①から③のいずれかとなっておりますので、すでに目標地図に位置付けられているもの、もしくは今後位置づけられるもの、変更予定のもののみとなっております問題ないと判断しております。

以上のことから、農用地利用集積等促進計画（案）はいずれも農地をすべて効率的に利用していると認められること、農作業に常時従事していると認められることなど農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 5 項第 2 号、第 3 号を満たしていると考えます。よろしくご審議お願いいたします。

会長職務代理

この件はがんばって農業をしていただいている農園の方、認定農業者の方だったり、耕作するにあたって耕地がバラバラになっているものを極力まとめようという方針で決定された案件でございます。

ただいま事務局より説明がありましたが、第 6 号議案（ロ）「農用地利用集積等促進計画（案）に係る意見聴取」42 件について、なにかご意見・ご質問はありませんか。

（委員による審議）

各委員

【異議なし】の声あり

会長職務代理

特にご異議もないようですので、第 6 号議案（ロ）「農用地利用集積等促進計画（案）に係る意見聴取」42 件につきまして原案どおりこれを受理し、処理してまいります。

次に今月は農政部門の議案が 6 件出ております。

第 8 号議案（イ）「青年等就農計画認定申請」1 件を議題に供します。

事務局の説明を求めます。

事務局長

青年等就農計画の認定申請書が 1 件提出されております。この青年等就農計画は、認定新規就農者の認定のために必要な手続きで、中讃農業改良普及センターの指導のもとに作成されております。今月の坂出・宇多津地域農業再生協議会の担い手部会において承認予定であり、農業委員会の意見を坂出市から求められております。

申請の概要を 21 ページにまとめており、22 ページから 24 ページまでが申請書の写しとなっております。簡単に説明させていただきます。

（議案に基づき説明）

1 番

目標とする営農類型 露地野菜

改善の概要 目標

農業所得：403 万、労働時間：2,261 時間、ニンニク：4,000 m²・4,000 kg、

ブロッコリー：6,500 m²・7,800 kg、ナス：500 m²・4,200 kg、オクラ：0 m²・0 kg

加工販売（黒ニンニク）：60 万円、借入地：11,000 m²、機械・施設：トラクター、管理機、動力噴霧器、掘取り機、フレールモア、マルチャー

目標値につきましては、令和 9 年までの 3 か年の目標値となります。また、申請者

につきましては、令和5年の4月より農業経営を開始しております。ニンニクは定期的な生産量を確保できるよう努め、JA出荷ではなく、ネットでの販売を拡大していく予定としております。また、オクラの耕作はやめるとのことです。時期が忙しいとき、繁忙期につきましては親、知人、人事雇用の手を借りて、農業を進めていくとのことです。以上でございます。

会長職務代理

それでは、第8号議案（イ）「青年等就農計画の認定申請」について事務局より説明がありましたが、これについてご意見・ご質問がありましたらお願いいたします。

農業に対して若い方が、前向きに行動を起こされる。非常に敬意を表したいと思えます。本当に我々高齢者からみるとがんばってもらいたいなという気持ちでいっぱいでございます。

（委員による審議）

各委員

【異議なし】の声あり

会長職務代理

特にご異議もないようですので、第8号議案（イ）「青年等就農計画の認定申請」1件については、審査の結果適当である旨の意見書を市長宛てに提出することと致したいと思えます。

続いて、第8号議案（ロ）「農業経営改善計画認定申請」を議題に供します。
事務局の説明を求めます。

事務局長

それでは、農業経営改善計画についてご説明申し上げます。この計画の認定申請につきましては、今回4件提出されております。いずれも更新の4件となります。この計画につきましては中讃農業改良普及センターの指導のもとに作成されております。今月の坂出・宇多津地域農業再生協議会の担い手部会において承認予定であり、農業委員会の意見を坂出市から求められているものでございます。

申請の概要を25から26ページにまとめており、27ページから38ページまでが申請書の写しとなります。それでは25ページの1番から簡単に説明させていただきます。

（議案に基づき説明）

1番

営農類型 露地野菜

改善の概要 目標

農業所得：1,500万、労働時間：2,000時間、ダイコン：30,000㎡・160,000kg、
金時ニンジン：20,000㎡・80,000kg、ブロッコリー：240,000㎡・240,000kg、
金時イモ：25,000㎡・50,000kg、スイートコーン：52,500㎡・78,750kg、オクラ：
1,500㎡・3,000kg

2 番

営農類型 露地野菜、施設野菜

改善の概要 目標

農業所得：400 万、労働時間：2,000 時間、フリルレタス：1,300 m²・39,000 kg、
サラダハウレンソウ、わさび菜：0 m²・0 kg、ズッキーニ：2,000 m²・2,600 kg、
農業生産施設：ビニールハウス 2 棟、機械・施設：苗テラスに LED 導入

経費のかかる作物の耕作をやめてフリルレタスに専念するとのことです。

3 番

営農類型 稲作、麦類作、露地野菜

改善の概要 目標

農業所得：400 万、労働時間：2,000 時間、水稻：55,000 m²・23,100 kg、麦：50,000
m²・20,000 kg、ブロッコリー：10,000 m²・9,000 kg、ニンニク：1,500 m²・1,100
kg

この方につきましては、露地野菜の規模を縮小して米と麦の規模を拡大していくとのことです。麦については、コムギとハダカムギを半分くらいの割合で耕作していくこととしております。

4 番

営農類型 稲作、麦類作、露地野菜

改善の概要 目標

農業所得：400 万、労働時間：4,000 時間、水稻：50,000 m²・26,000 kg、麦：40,000
m²・16,000 kg、ブロッコリー：10,000 m²・10,000 kg

この方につきましても、米と麦の規模を拡大していく予定しており、ブロッコリーについては定期的な生産量を確保できるよう努める。麦に槌きましてはコムギとハダカムギを半分くらいの割合で耕作していく予定で申請が挙がっております。

また、この 4 件の申請の目標値は、令和 12 年までの 5 か年の目標値となっております。以上、ご審議よろしくお願いたします。

会長職務代理

事務局より第 8 号議案（ロ）「農業経営改善計画認定申請」について説明されましたが、これについてご意見・ご質問がありましたらお願いたします。

(委員による審議)

各委員

【異議なし】の声あり

会長職務代理

この計画どおり改善されればよろしいのではないかなと思います。

特にご異議もないようですので、第 8 号議案（ロ）「農業経営改善計画認定申請」1

件については、審査の結果適当である旨の意見書を市長宛てに提出することと致したいと思えます。

続いて、第9号議案「地籍調査に基づく地目変更」を議題に供します。

事務局の説明を求めます。

事務局長

それでは第9号議案「地籍調査に基づく地目変更」についてご説明いたします。

坂出市では平成25年度から農林水産課地籍調査係におきまして地籍調査を実施しております。一筆ごとの土地の境界地目地積等を確認いたしまして、法務局への登記を行っております。

本件につきましては、国土調査法に基づきます地籍調査における地目認定について、登記簿上の地目が農地である土地の形質等が変更されている場合において、農業委員会に照会をすることとなっております。農林水産課地籍調査係より農業委員会の意見を求められたものでございます。今回のお配りしている資料の内容につきましては、令和5年度に調査を実施した高屋町一部、大屋富町の一部となります。

高屋町字下新開 48件、大屋富町字南新開 33件、大屋富町字川端 9件、
大屋富町字外新開 23件、大屋富町字堀切 45件、大屋富町字須賀 40件、
大屋富町字中須賀 15件、大屋富町字北須賀 49件、大屋富町字満ノ尻 101件、
大屋富町字筵岩 2件

となっております。なお、お配りしております表の左側に通し番号1番から順番に数字が降られておりますが、地目は変わらず面積のみが変更があったものにつきましては農業委員会の審査依頼の対象外となります。農林水産課の方で準備しております閲覧用地図には、すべての土地に番号が振られておりますので、地図の番号と一致するようにはなっておりますが、農業委員会の審査の対象ではないということで一覧表からは外れております。ちなみに例えば41ページの19番が欠番となっておりますが、先ほど申し上げた地目はそのまま面積のみ変更があったというところで欠番となっております。そういった番号が全部で9か所合計であります。そのためトータルといたしましては、すべてで365件が今回対象となっております。

それでは、いくつか主なものを例として説明させていただきます。

1番

登記地目は田ですが、調査後が公衆用道路になっております。また、面積ですが、登記は498㎡、調査後は32㎡です。場所は同じですが、地籍調査の結果により地目に変更されているということです。

14番

登記地目は田ですが、調査後が公衆用道路になっております。面積の変更はありませんので、地目のみの変更になります。

88 番

登記地目は田ですが、調査後が用悪水路となっております。調査した結果、1筆の中に水路として提供していた部分があったため、分筆を行うものです。元の地番から分筆が行われて新しく地番が作られます。面積は 9.51 m²となります。所有者の変更はございません。

このようにこの一覧は国土調査法に基づく地籍調査による地目変更の内容となっております。参考までに過去の調査地区ですが、平成 25 年度が川崎町、番の州町等、平成 26 年度が御供所町、沖の浜等となっております。海岸線沿いを東に進めてきおりました。令和 5 年度調査は、高屋町の一部、大屋富町の一部となっております、今年度、令和 6 年度調査は、現在終わりかけでございますが、八幡町、白金町の一部となっております。4 月以降の新たな令和 7 年度の予定といたしましては、八幡町、同じく白金町の一部。6 年度の続きとなります。それから、白金・寿町の辺りになりますが、これにつきましては国の予算の都合で範囲の減少もあると農林水産課から伺っております。

以上、よろしくご審議お願いいたします。

会長職務代理 ただいま事務局より説明がありましたが、第 9 号議案「地籍調査に基づく地目変更」について、なにかご意見・ご質問がありましたらお願いします。

宮本委員 分筆するとこれだけ地目が増えるんですか。

会長職務代理 そうですね、用途が変わったりすると分筆したり色々する場合があるんですよ。

宮本委員 調査後と調査前で原因がほとんど分筆になっていますよね。すると、これは全部地目が増える、すごいですね。

事務局長補佐 分筆が一筆の中に例えば端っこの方が道になっているとか、用水路になっている。そういう時は分筆をしたうえで地目を公衆用道路とか用悪水路とか、あくまで分筆して現状にあわせて地目変更するという流れになります。

宮本委員 公衆用道路でも、地権者の名前は変わらないのか。

事務局長補佐 所有者の名前は変えません。あくまで土地の地目変更になります。

(地籍調査後の所有権等にかかる意見交換)

会長職務代理 この辺、細かいところは地籍調査担当課に聞いたらよいのかなと思います。
他に「地籍調査に基づく地目変更」について、なにかご意見・ご質問がありましたらお願いします。

(委員による審議)

各委員

【異議なし】の声あり

会長職務代理

特にご異議もないようですので、第9号議案「地籍調査に基づく地目変更」につきまして原案どおり承認し、市農林水産課に対し異議ない旨の回答をしていくことといたします。

以上で、本日の農地法等許認可申請の議案の審議を終了します。

続いて、報告第1号「農地法第18条 合意解約」10件についてです。
事務局の説明を求めます。

事務局書記

それでは、報告第1号「農地法第18条 合意解約」10件についてご説明いたします。

1番、・・・、面積1,530㎡。【議案読み上げ】

解約理由 転用目的

備考 利用権 賃借権の解消 第3号議案4番関連

2番、・・・、面積258㎡。【議案読み上げ】

解約理由 転用目的

備考 利用権 使用貸借権の解消 第3号議案7番関連

3番、・・・、面積928㎡。【議案読み上げ】

解約理由 売買目的

備考 利用権 使用貸借権の解消 第1号議案7番関連

4番、・・・、面積985㎡外5筆 計5,446㎡。【議案読み上げ】

解約理由 売買目的

備考 利用権 賃借権の解消 第1号議案11番関連

5番、・・・、面積1,622㎡。【議案読み上げ】

解約理由 売買目的

備考 利用権 賃借権の解消 第1号議案12番関連

6番から8番はすべて同一の貸付人、借受人の貸借の解約になります。

6番、・・・、面積816㎡外1筆 計2,581㎡。【議案読み上げ】

解約理由 売買目的

備考 利用権 賃借権の解消 第1号議案15番関連

7番、・・・、面積674㎡外1筆 計1,345㎡。【議案読み上げ】

解約理由 売買目的

備考 利用権 使用貸借権の解消 第1号議案15番関連

8番、・・・、面積2,439㎡外1筆 計4,675㎡。【議案読み上げ】

解約理由 売買目的

備考 利用権 賃借権の解消 第1号議案16番関連

9番、・・・、面積168㎡外2筆 計1,949㎡。【議案読み上げ】

解約理由 売買目的

備考 利用権 賃借権の解消 第1号議案10番関連

10番、・・・、面積2,204㎡。【議案読み上げ】

解約理由 残存小作の解消

備考 残存小作権

以上、合意解約の説明です。

会長職務代理

ただいま事務局より説明がありましたが、報告第1号「農地法第18条 合意解約」10件について、なにかご質問はありませんか。

(委員による確認)

各委員

【なし】の声あり

会長職務代理

特にご質問もないようですので、報告第1号「農地法第18条 合意解約」10件を受理し、処理してまいります。

その他の案件として、事務局の方で何かありますか。

(事務局からの連絡事項等)

それでは、これもちまして2月の定例会を閉会致します。

長時間に亘るご審議をいただき、ありがとうございました。

10時22分終了